

令和7年度中小企業事業継続力強化支援事業業務委託 企画提案競技実施要領

1 企画提案競技の目的

本県は活火山が多く、加えて台風等の風水害も多く発生している。さらに近年は新たな感染症の流行など経営環境が一変する緊急事態が発生している。平素からの事業継続の備えを怠った場合、事業復旧の遅れや消費者の購買意欲の減退などにより、売上の急激な減少に見舞われ、事業の縮小や廃業が増える恐れが高まり、地域経済への影響が危惧される。

本県のBCP策定の取組をより加速させ、中小企業の事業継続力強化を図るため、事業継続力強化計画や事業継続計画（BCP）の策定に関する伴走支援を行う。

2 企画提案競技に付する業務内容

(1) 事業継続力強化計画・BCP策定に向けたワークショップの開催

策定に必要なスキルや人材が不足している中小・小規模企業者を対象に、BCP策定のベースとなる、防災・減災に係る事前対策・初動対応を中心とした事業継続力強化計画の作成・認定までをサポートするワークショップを県内3地域で開催する。

また、事業継続力強化計画をベースとして自社のリスクをより幅広く網羅し、復旧対応までを組み込んだBCP策定のワークショップを開催する。

■ 第1～2回：事業継続力強化計画の作成・認定申請

⇒ 鹿児島市、鹿屋市、奄美市で開催（ハイブリッド方式）

⇒ 3時間程度×2回、3地域で計70社程度を支援

■ 第3～4回：事業継続力強化計画をベースとしたBCPの策定

⇒ 鹿児島市で開催（ハイブリッド方式）

⇒ 3時間程度×2回、20社程度を支援

なお、ワークショップは「3時間×2回」を基本とするが、策定ツールの活用や、「(2)アドバイザーによる伴走支援」と効果的に組み合わせることなどにより同等の成果を得られると考える場合は、これによらない企画提案も可とする。

(2) アドバイザーによる伴走支援

ワークショップ参加企業が事業継続力強化計画の策定や認定手続き等について相談できる窓口（アドバイザー）を設置。BCP策定や計画策定以後のBCMに関する相談・助言も併せて行う。

■ アドバイザー業務

(ア) 広報活動

(イ) ワorkshopに参加する企業（70社以上）の掘り起こし

(ウ) 個別企業の支援

(3) 県内中小企業のBCP策定率等調査

中小企業支援機関等を通じて、県内中小企業者のBCP策定率等のアンケート調査を実施する。（調査対象先のリスト等は提供しない。）

(4) 事業実施概要書の作成

事業実施概要書（ワークショップ開催結果、取組事例等）を作成し、BCPに係る意識醸成のため、中小企業団体等に配布する。概要書（1部）及びPDFデータを県に提出する。

3 履行期限（予定）

令和8年3月31日（火）まで

4 企画提案書

以下の項目について説明した企画提案書を作成すること。

(1) 業務の遂行体制

- ア 企画提案者の企業概要
- イ 業務遂行責任者の経歴・概要
- ウ 連携策の概要，連携方法（本業務の遂行にあたり外部機関との連携がある場合）

(2) 業務の全体スケジュール

各種ワークショップの開催については，各開催日に無理がないように組み立てること。

(3) 具体的な業務提案内容

ア 各ワークショップの実施

- ・開催場所
- ・各ワークショップの構成・テーマ
 - ⇒初めて事業継続力強化計画等を策定する事業者への分かりやすい内容・説明方法・工夫（事業継続力強化計画，BCP策定ツールの製作・配布等）
 - ⇒事業継続力強化計画の策定からBCP策定への動機付け
 - ⇒復旧対応を盛り込んだBCPの具体的内容（事業継続力強化計画に追加する要素の内容）
 - ⇒オンライン参加者へのフォロー 等
- ・ワークショップ講師
- ・実施方法，実施体制等
- ・広報活動，ワークショップ参加者，参加企業の掘り起こし

イ アドバイザーによる支援の実施

- ・広報活動（参加企業掘り起こし（70社以上）の具体的方法等）
- ・実施方法（事業継続力強化計画の作成・申請・認定に至るまでの支援方法を含む），実施体制等
- ・事業継続力強化計画の認定件数の増加に向けた，ワークショップ参加企業に対する個別支援の具体的内容

ウ 県内中小企業のBCP策定率等調査

- ・調査内容
- ・調査方法，調査期間
- ・支援機関等との連携方法

(4) 委託事業等への過去の事業実績・概要

5 費用見積書

(1) 企画提案に係る見積上限額は6,707千円以内（消費税を含む。）とする。

(2) (1)の見積額の内訳として，単価を明示した具体的な積算を示すこと。

【対象経費の例】

- ・ 業務遂行責任者，アドバイザーの人件費
- ・ 賃金
- ・ セミナー開催に係る経費（講師への謝金・旅費，セミナーの会場借上費等 など）

- ・パンフレット制作経費（広告経費（新聞広告等を含む））
- ・業務実施者の活動経費（旅費）

6 企画提案競技参加申出書の提出

(1) 提出方法

本企画提案競技に参加しようとする者は、企画提案競技参加申出書（様式1）を電子メールで提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月24日（月）午後5時15分まで

(3) 提出場所・問い合わせ先

鹿児島県 商工労働水産部 中小企業支援課 中小企業支援係 担当 下川

郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話番号 099-286-2951

FAX 番号 099-286-5576

電子メールアドレス shien@pref.kagoshima.lg.jp

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年4月3日（木）正午までに持参又は郵送により提出する。（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(2) 提出書類

ア 応募書（様式2）

イ 企画提案書（様式は任意）

ウ 費用見積書（様式は任意）

エ 企画提案者の企業概要パンフレット等

オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書、役員名簿（様式3）

カ 決算書（直近3期分）

キ 納税証明書（県税について未納がないことの証明）

(3) 提出部数

7部（うち原本1部）

(4) 提出場所・問い合わせ先

6(3)のとおり

8 企画提案競技に係る留意事項

(1) 企画提案書は1案に限り、複数の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。

(2) 提出された提出書類は返却しない。

(3) 提案書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

(4) 本業務の実施に当たり、企画提案書に記載された業務遂行責任者は、特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

9 企画提案競技に参加するものに必要な資格

鹿児島県に本店・本社若しくは支店・支社等の活動拠点を有する民間企業等で、以下の(1)か

ら(5)に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること
- (3) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと
- (5) 県税を滞納していないこと

10 提案の無効

- (1) 参加資格のない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出された提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

11 説明会

- (1) 日時・場所
日時：令和 7 年 3 月 7 日（金）午前 11 時 30 分～午前 11 時 50 分
場所：鹿児島県庁行政庁舎 10 階 10-商-1 会議室
- (2) 説明会への参加希望者は、6 (3) の問い合わせ先に電子メールにて参加する旨を連絡すること。ただし、説明会への出席は、本件企画提案に参加するための義務ではない。
- (3) 説明会への参加者は 1 社あたり 2 名までとする。

12 質問の受付

- (1) 提出方法
本企画提案競技に関して疑義があるときは、質問書（様式 4）に質問を記載し、持参、郵便、信書便、ファックス又は電子メールにより提出すること。（質問書（様式 4）を提出する場合、同時、もしくは事前に企画提案競技参加申出書（様式 1）の提出が必要であり、質問書（様式 4）のみでの提出は受け付けない。）
- (2) 提出期限
令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により提出する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (3) 回答
質問書に対する回答は、企画提案競技参加申出書（様式 1）を提出した者全てに、令和 7 年 3 月 26 日（水）までに電子メール等により回答する。
なお、公平性を期するため、企画提案競技の内容に関すること、またその他企画提案競技

に影響を及ぼすものについては回答を差し控える。

13 審査・選考方式

(1) 審査・選考方法

書面により審査するものとするが、必要に応じて企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。審査の結果、最も優れているとされた企画案を提出した者を受託者として決定する。

なお、プレゼンテーションを実施する場合は、詳細な日時、場所、実施方法等について、各企画提案者に電子メール等により別途通知する。

(2) 審査・選考基準

主な審査・選考基準については、次の各号に合致するものとし、審査に際し、別に定めるものとする。

ア 業務運営体制が十分なものとなっていること

イ 事業効果を高める内容となっていること

ウ 実施スケジュールや必要経費等が適切な内容になっていること

エ 事業の趣旨や目的に沿った企画提案であること。

14 審査結果と契約の締結

(1) 審査結果

審査会の審査結果は、企画提案者に対し書面により通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 契約の締結

資格者推薦委員会において選定した受託者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。(契約締結予定日：令和7年4月中旬頃)

(3) 契約についての留意点

委託契約の締結に当たっては、採択された事業内容等について、委託先として決定した企業等と県との間で契約仕様書案等を作成する。必要と認められる場合は、双方で確認の上、提案内容の修正・変更を行う。